

【報酬関係Q & A】

Q 1 : 計画相談支援給付費（サービス利用支援費）が発生する時点はいつか？

計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から署名（文書）により同意を得た時点となります。

つまり、計画案を作成した時点ではなく、確定版として作成する計画に利用者同意を得た月を実施月とします。

Q 2 : 障害福祉サービスの支給決定を受けた後、利用者の環境変化により追加でサービスを利用しなければならなくなった。新たに計画を作成しなければならないのか？

申請書の提出から必要となりますので、サービス等利用計画も新たに作成していただくこととなります。

Q 3 : 月初めにサービス等利用計画を作成し、利用者もサービス利用開始した。その後、利用者の体調不良等により同月途中で新たなサービスの追加が必要となったため、新しい計画案、本計画を作成したが、請求は2つの計画分してよいのか？（H30 年度改訂時変更）

サービス等利用計画の請求額は月額報酬となっているので、同月中に複数作成しても1回分しか請求できません。

Q 4 : サービス等利用計画案まで作成したが、利用者が「利用をしない」と申し出てきた。サービス等利用計画案の作成代は請求できないのか？

請求できません。

サービス利用支援費は、サービス等利用計画書に利用者の同意を得た時点で請求することができるものであるため、サービス等利用計画案を作成した時点では請求できないこととなります。

Q 5 : 同一の月にモニタリング（継続サービス利用支援）を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、両方請求できるのか？（H30 年度改訂時変更）

サービス利用支援費のみの請求となります。

Q6：モニタリング（継続サービス利用支援）を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定もしくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、モニタリング（継続サービス利用支援）ではなくサービス利用支援として請求してよいか？（H30 年度改訂時変更）

サービス利用支援費を請求してください。

なお、モニタリングを行った結果、サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため、月をまたいだ場合も同様にサービス利用支援費のみの請求となります。

Q7：モニタリング（継続サービス利用支援）を月初めに行ったが、月末に利用者の状況が思わしくなかったため月末にも行った。請求は2回分してよいのか？（H30 年度改訂時変更）

モニタリングの請求額は月額報酬となっているので、同月中に複数作成しても1回分しか請求できません。

Q8：モニタリング（継続サービス利用支援）を行った後にサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費のみの請求ということであるが、サービス利用支援を行った後にモニタリング（継続サービス利用支援）をした場合はどのように請求したらよいか？

サービス利用支援費、継続サービス利用支援費両方を請求することができます。

Q9：支給決定等の終期月等においてモニタリング（継続サービス利用支援）を行った後、利用者の意向で、特定相談支援事業所の変更を行った。モニタリング（継続サービス利用支援）は変更後の事業所が引き継ぎ、サービス利用支援を行った場合、変更前の事業所は継続サービス利用支援費を、変更後の事業所はサービス利用支援費をそれぞれ請求することができるのか？

変更前の事業所は継続サービス利用支援費を請求することはできません。

継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費しか請求できないためです。

Q10：利用者が特別地域加算対象者であるが、サービス利用計画案、本計画作成時の本人ヒアリング、説明を非特別地域にある相談支援事業所で行った。特別地域加算を付けて請求してよいか？

加算を付けて請求はできません。

質問のようなケースの場合は市へ連絡してください。

※特別地域加算とは、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合に、特別地域加算として所定単位に加算できるものです。

本市では、旧川内地域（一部対象外）を除く地域に居住されている方が特別地域対象となります。

Q11：介護保険のケアプランとサービス等利用計画を作成している者が違う場合、減算せずに請求してよいのか？

減算せず、それぞれ満額請求できます。

作成する方が同じ場合は、減算対象となりますので、注意してください。

Q12：「サービス担当者会議実施加算」について、モニタリングがサービス等利用計画作成につながった場合は請求できるのか？（H30年度改訂時追加）

請求できません。

Q13：サービス提供事業所と相談支援事業所が同一法人の場合は「サービス提供時モニタリング加算」は請求できないのか？（H30年度改訂時追加）

同一法人だからという理由で請求できないわけではありません。